

令和3年第5回吉川市農業委員会定例総会（会議録）

開催年月日	令和3年5月25日（火）
開催場所	吉川市役所202・203会議室
開議時刻	午後1時31分
閉議時刻	午後2時50分

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	多々良 俊明	出席	13	名倉 定一	出席
2	浅見 明一	出席	14	山田 繁夫	出席
3	宇野 直樹	出席	15	齊藤 忠男	出席
4	岡田 早苗	出席	16	坂巻 功	出席
5	吉澤 宏	出席	17	山崎 浩幸	出席
6	馬巻 俊一	出席	18	立原 司朗	出席
7	田辺 義雅	出席	①	染谷 信行	出席
8	山口 幸一	出席	②	山口 新市	出席
9	萩原 豊子	出席	③	林 成夫	出席
10	戸張 力	出席	④	笹本 秀夫	出席
11	阿佐美 慶和	出席	⑤	戸張 茂	出席
12	辻田 満	出席	⑥	中村 敏一	出席

議事日程

第1	開会
第2	会長あいさつ及び議長就任
第3	会議録署名委員等の指名等について
第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について（1番～4番） 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について（1番～2番） 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について（1番～2番）

第5	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について（1番～2番）
第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について（1番～6番） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意思決定について（1番～2番）
第7	その他 ・諸般の報告について
事務局 出席者	閉会 農業委員会 森事務局長、柴山係長、中村主任

1 開会 森事務局長	<p>ただ今より、「令和3年第5回吉川市農業委員会定例総会」を開会いたします。委員の皆様、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず配付資料の確認をいたします。定例総会次第（両面刷）、議案書、令和3年度全国農業委員会会長大会の開催（ライブ配信）について（文書2枚）となっております。</p> <p>それでは、定例総会の開催に当たり、立原会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
2 会長あいさつ 立原会長	(あいさつ)
森事務局長	<p>立原会長ありがとうございました。</p> <p>委員会の進行につきましては、吉川市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、早速ですが、立原会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。</p> <p>進行にご協力をお願いいたします。</p>
3 会議録署名委員の指名について	
議長	<p>次第3 「会議録署名委員の指名について」でございますが、私から指名させていただきます。次第の裏面の1をご覧ください。2番浅見明一委員、3番宇野直樹委員をお願いいたします。</p>

<p>次回内容調査会 の日程について 議長</p>	<p>次に、2の「次回の内容調査会の日程、場所について」で ございます。 日程については、6月18日金曜日午後1時から、場所 については、市役所2階の203会議室で行います。</p>
<p>次回内容調査会委 員の指名について 議長</p>	<p>次に、3の「次回の内容調査会委員の指名について」で ございます。今回は、旭地区から4番岡田早苗委員、三輪野江 地区から11番阿佐美慶和委員、吉川地区から6番馬巻俊一 委員をお願いいたします。 お三方のご都合はよろしいでしょうか。</p>
<p>内容調査委員</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議長</p>	<p>繰り返します。次回の内容調査会、令和3年6月18日金 曜日午後1時から市役所2階の203会議室で行います。内 容調査委員につきましては、旭地区から岡田早苗委員、三輪 野江地区から阿佐美慶和委員、吉川地区から馬巻俊一委員、 各委員宜しくをお願いいたします。</p>
<p>次回定例総会に ついて 議長</p>	<p>次に、4の「回りの定例総会の日程、場所について」でござ います。 日程については、6月25日金曜日午後1時30分から、 場所については、市役所2階の202・203会議室にて行 います。 各委員のご了解をお願いいたします。</p>
<p>4 報告 議長</p>	<p>それでは、次第4の報告に入ります。「報告第1号農地法第 3条の3第1項の規定による届出の受理について」でござい ます。報告第1号について、事務局から説明をお願いいたし ます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号1番～4番の朗読】</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より報告がありました、報告第1号について、委員 各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>

他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第1号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第2号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第2号1番～2番の朗読】
議長	事務局より報告がありました、報告第2号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第2号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第3号1番～2番の朗読】
議長	事務局より報告がありました、報告第3号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第3号については問題なしとさせていただきます。
議長	次に、「報告第4号農地法 第18条第6項の規定による通知書の受理について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。
事務局	【報告第4号1～2番の朗読】
議長	事務局より報告がありました、報告第4号について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。

他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、報告第4号については問題なしとさせていただきます。
5 議案審議	
議長	引き続き、議案の審議に入ります。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、1番を坂巻功担当委員からご説明をお願いいたします。
坂巻委員	【議案第1号1番を朗読】
議長	この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号1番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号1番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号1番は許可することに決定いたします。
議長	次に2番を、阿佐美慶和担当委員からご説明をお願いいたします。
阿佐美委員	【議案第1号2番を朗読】
議長	この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号2番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号2番は許可することに決

	定いたします。
議長	次に3番を、宇野直樹担当委員からご説明をお願いいたします。
宇野委員	【議案第1号3番を朗読】
議長	この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号3番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ございますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号3番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号3番は許可することに決定いたします。
議長	次に4番を、宇野直樹担当委員からご説明をお願いいたします。
宇野委員	【議案第1号4番を朗読】
議長	この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号4番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ございますか。
浅見委員	〇〇さん、別名〇〇さんだと思いますが、本当に農業をやっているのでしょうか。〇〇の宇野直樹委員から差支えなければ〇〇の評判を教えてくださいありがとうございます。
会長	事務局からお願いします。
事務局	農家台帳を確認して、農業従事日数を60日として申告しております。ご家族の方につきましては〇〇さん、〇〇さんの〇〇の世帯に入っております。〇〇さんの世帯は〇〇、〇〇が従事日数300日、〇〇だと思いますが、300日という従事日数の登録があります。こちらとしても従事日数が60日あるということで、営農することは考えられると考え

	ています。
議長	浅見委員よろしいでしょうか。
浅見委員	〇〇の評判を聞かせてもらいたいのですが。
議長	事務局お願いします。
事務局	〇〇、〇〇、〇〇たちは立派に農業をしていると聞いています。また、代理人からは〇〇さんも農業を手伝っていると聞いています。今回、自分の農地を購入して本格的にやっていきたいということで今回の農地法第3条許可申請となっています。
議長	浅見委員よろしいでしょうか。
浅見委員	〇〇の農業委員がいらっしゃいますので、〇〇の評判を教えてくださいたいのですが。
議長	プライバシーや個人情報もありますので、言える範囲でお願いします。
宇野委員	よろしいと思います。
議長	よろしいということで。他に意見ありますか。 山口新市推進委員お願いします。
山口推進委員	〇〇というのは〇〇さんの住所でしょうし、農業従事者数が4人となっておりますが、本来ですと、〇〇さんと別世帯なので農業従事者1人となるはずですが、どうなっていますか。
議長	事務局からよろしくお願いします。
事務局	〇〇さんという方は、農家台帳上、農業をやっていないという形になっていましたが、申告がありまして、昔から親の農業を手伝っていたという形になっております。なので、〇〇さんの農家世帯に合併したという形になっています。
議長	山口委員よろしいでしょうか。続きまして染谷委員お願いします。
染谷推進委員	山口委員とまったく同じなのですが、結婚していれば世帯

	<p>が分かれるわけですね。世帯が分かれているということはその世帯は農家でないということ。農家でない人が〇〇の農業を手伝っているから農家取得要件を持ったと。そういったことは解せない。</p> <p>そういったことを認めているといくらでも拡大解釈をして結婚したならば別世帯なんだ、別世帯なら農家でないんだ、取得要件はなくなるということではないかと思うが、どうなのでしょう。</p>	
議長	<p>農家台帳との絡みということでよろしいでしょうか。事務局よろしくお願いたします。</p>	
事務局	<p>農家台帳としては申告で足りるところもありまして、その申告で足りるところが、農業従事日数、農業世帯員という形なので染谷推進委員の言われているどおりなんでもありとなっているのではないかと言うどおりなのですが、今は、申告主義で、このような形で農業をなさっているんですねと受けているのが現状です。</p>	
議長	<p>染谷推進委員。</p>	
染谷推進委員	<p>先ほども言ったとおり結婚したら、〇〇さんと住まわれており、そこは農家ではないという認識をもって、そこに記録されて申告すれば、申告第一主義で記述された考え方を認めないということもありかなと思います。</p> <p>逆に私の〇〇が農家を一生懸命やっていて農地が欲しいと。日数は少し足りない。ただ申告すれば足りるということだよね。申告第一主義でなくて、その申告内容、記述が間違っているということを、その時点で判断しないと、農家でない人が農地を買ってしまうことになってしまう。事務局はきちんと線引きをしないとどんどん道が外れてくる状況が生まれてくると思うけど。事務局はその一点張りで合法的だという判断ならば、もう一度内部でよく検討されてラインをきちんと決めるべきだと思いますが、これが認められないならば今の状態でいけばいいんじゃないですか。</p> <p>よく内容を検討してください。結婚したら別世帯になるんだから。別世帯になっているのに農業手伝っていれば農地取得要件があるというのはおかしいと思うよ。</p>	
議長	<p>事務局から回答ありますか。</p>	
事務局	<p>事務局でも検討したいと思います。ただ、基本的には申請者からの申請どおり受け取っている現状でございます。</p>	

	<p>農地法第3条の許可申請の審査の中で〇〇からそのような疑義があるということなら審査していただいて、場合によっては否決ということも必要と考えております。</p> <p>確かに疑ってチェックするという必要と考えますが、そのチェックするという点について確かに事務局の中でも機能していない、調査権、調査できていないということもありますので、まずそこは体制を検討させてもらいたいと考えております。</p>
議長	事務局続けてお願いします。
事務局	<p>お話のあった結婚されると別世帯になる。それは確かにその通りで、住民票上や戸籍では別世帯になるのですが、農家世帯の申告では別になることもあれば、くっつくこともあるということです。</p> <p>それについて実情が伴っているかということが、ご指摘の点であるかと思われませんが、その点については先ほど宇野委員から問題ないということでお話をいただきましたので、それを根拠に申請も問題なく、申告によって同一の世帯になることは書面でもいただいて、そのように判断したということです。</p>
議長	<p>染谷委員よろしいでしょうか。</p> <p>染谷委員。</p>
染谷推進委員	アルバイトの場合この農家として農業従事日数を満たして入れば今の考え方で言えばオーケーのラインだね。
事務局	それは全くありません。
議長	染谷委員。一問一答でなく、全部言ってください。
染谷推進委員	アルバイトが住み込んで、農業が好きだとなった場合、農業従事日数はクリアしているということですのでよろしいか。今の考えでいうならオーケーということですよ。
議長	事務局。
事務局	<p>アルバイトの方も農家世帯に入れるかという質問ですが、アルバイトの方は農家世帯に基本的に入れないという形になっています。</p> <p>2親等以内の親族につきまして、娘さんが親の農業を手伝っている場合があります。また孫がおじいさん、おばあさ</p>

	<p>んの農業を手伝っている。草加に住んでいるんだけど、私は毎週土日に農業を手伝っているんです、年間70日農業従事しています、という形ですと2親等以内なので、農家世帯に入ることができますね、という形で農地法第3条の許可要件をもらうことができるよという形で事務局では整理しております。</p>
議長	<p>染谷委員よろしいでしょうか。 染谷委員。</p>
染谷推進委員	<p>今、事務局の中村が言ったように規約で決まっているんですか。明文化されているんですか。今、初めて聞いたんですけど。 今、場つなぎで言ってるんじゃないんですか。</p>
議長	<p>染谷委員、質問内容は全部まとめて言ってもらいたいんですけど。</p>
染谷推進委員	<p>今回の件はその世帯でない人が取得要件があることが理解できません。 その話を認めることを事務局が説明していますが、手伝いをしていて居住地が違うのに出戻りじゃないけれどもその家にかにも入っているように言っているが居住地が違うんだから農家じゃない、農家じゃないんだから取得要件はないのではないかと言いたい。</p>
議長	<p>田辺委員、関連の質問でしょうか。 田辺委員。</p>
田辺委員	<p>規模拡大でなく、新規参入ならば誰でもできるのだから、あうんじゃないでしょうか。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>染谷委員の明文ということですが、農地法か農地法の施行規則のほうに農家世帯の明文がありまして、2親等以内の農家世帯という明文がありますので、そこは間違いありません。 また、田辺委員の新規参入ですが、今回の〇〇さんが新規参入で農地を購入するとなると5000㎡以上の面積要件でしたり、農機具の問題などが発生してまいります。〇〇の農家世帯を手伝ってやっているということなので、〇〇さんの〇〇の世帯の中で要件を満たして、この二つの農地を買って</p>

	<p>いるということになっているので、新規参入ということでは話を進めると要件が合わなくなります。</p> <p>今回は〇〇さんが〇〇さんの農家世帯に入ることによって、面積要件、農業従事日数、耕作機械などをお持ちになって営農するというので今回の話をいただきましたので、今回の農地法第3条の許可申請ということになっております。新規就農ということだと要件が合わなくなってしまう。</p>
議長	<p>その他ありますか。</p> <p>吉澤委員。</p>
吉澤委員	<p>この話でないのですが、先月の総会であった三角形の田んぼが2枚ありまして、それをたまたま通りかかったんですが、現状米を作れる状況でないのですが、この場合どうなるんでしょうか。</p>
議長	<p>先月の議案ということですよ。最後のその他の意見でご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>その他、ご意見ありますでしょうか。</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号4番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第1号4番は許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に5番を、多々良俊明担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
多々良委員	<p>【議案第1号5番を朗読】(上笹塚の土地の所在及び地目、面積まで朗読)</p>
議長	<p>引き続き、萩原豊子担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
萩原委員	<p>【議案第1号5番を朗読】(深井新田の土地の所在及び地目、面積から朗読)</p>
議長	<p>この件について譲受人は市内の方になります。直ちに議案第1号5番につきまして、ご意見を伺います。ご意見ござい</p>

	ますか。
他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号5番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで議案第1号4番は許可することに決定いたします。
議長	次に6番を、多々良俊明担当委員からご説明をお願いいたします。
多々良委員	【議案第1号6番を朗読】
議長	この件については譲受人が市外居住の方なので、内容調査会を実施しています。浅見明一内容調査委員より内容調査会の結果報告をお願いします。
浅見委員	<p>令和3年5月20日に行いました議案1号6番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど多々良担当委員が報告したとおりです。内容調査会には、〇〇氏が出席され、譲受人との関係は〇〇です。申請人である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の6ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。</p> <p>申請理由は、規模拡大です。権利の種類については所有権移転です。</p> <p>譲受人の農家の資格については自作地が田8, 858㎡、畑2, 845㎡、合計11, 703㎡、今回取得する農地を含め14, 803㎡となり、農地の権利を取得するための下限面積50アールは超えております。農業従事者は本人で、農業従事日数は世帯員全員で300日です。よって許可要件であります年間農業従事日数の150日を超えております。所有する農機具は、トラクター、コンバイン等です。</p> <p>申請地までの通作距離は8kmで、車で15分です。取得後の耕作予定者は本人で、水稻を作付する予定です。今回取得する農地以外に吉川市内に所有している農地は6, 579㎡です。申請地の農地管理人は〇〇の〇〇氏です。</p>

	<p>以上のとおり当申請は全部効率利用要件、常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件を満たしております。</p> <p>内容調査員からの意見として、本人一人で農作業をしているので、事故、怪我等に十分に気をつけて行ってください。地元の農家の人たちともコミュニケーションを取って下さいと伝えました。</p>
議長	<p>結果報告を頂きました議案第1号6番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
他委員	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第1号6番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。</p>
他委員	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ということで議案第1号6番は許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」でございますが、1番につきまして吉澤宏担当委員からご説明をお願いいたします。</p>
吉澤委員	<p>【議案第2号1番を朗読】</p>
議長	<p>この件については内容調査会が実施されております。戸張力内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。</p>
戸張委員	<p>令和3年5月20日に行いました議案2号1番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は〇〇です。内容調査会には、〇〇氏が出席され、譲受人との関係は〇〇です。</p> <p>申請地については、案内図の7ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況については厳しいのですが、なんとか農地として利用していることを確認しました。</p> <p>転用目的は住宅敷地拡張用地で、転用理由は物置等の増設により駐車スペースが手狭になったためです。申請地を選んだ理由は現在の住まいの隣接地であるからです。申請地の利用計画は自転車数台と車の駐車場として使うです。接道につ</p>

	<p>いては申請地の東側市道で幅員 6 m です。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、整地程度で、西側の一部をコンクリート敷き、他は砂利を敷く予定です。</p> <p>資金計画として、土地購入費は支払い済みで、整地工事見積もり以上の資金があることを金融機関残高証明書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として、転用による被害防除策は現状とさほど変わらないので特にありません。</p> <p>申請地は、農業振興地域内で、農用地から当初より除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区及び旭土地改良区の意見書が添付されています。</p> <p>当申請地は、集団的でない農地の区域で、第 2 種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。</p>	
議長	結果報告を頂きました議案第 2 号 1 番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。	
馬巻委員	案内図には申請地に建築物があるようにみえますが、現状はどのようになっていますか。	
事務局	内容調査員と事務局で現地を確認し、建築物がないことを確認しております。	
議長	他にご意見ありますか。	
他委員	(なしの声)	
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第 2 号 1 番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。	
他委員	(挙手全員)	
議長	挙手全員ということで議案第 2 号 1 番は、許可相当とすることに決定いたします。	
議長	次に、2 番につきまして吉澤宏担当委員からご説明をお願いいたします。	
吉澤委員	【議案第 2 号 2 番を朗読】	
議長	この件については内容調査会が実施されております。齊藤	

<p>齊藤委員</p>	<p>忠男内容調査員より内容調査会の結果報告をお願いします。</p> <p>令和3年5月20日に行いました議案2号2番の内容調査会での調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名は、先ほど吉澤担当委員が報告したとおりです。申請者である譲受人と譲渡人の関係は他人です。内容調査会には、〇〇、〇〇氏が出席され、譲受人との関係は代理人です。</p> <p>申請地については、案内図の8ページのとおりです。内容調査員と事務局で現地を確認し、現況も農地であることを確認しました。転用目的は駐車場、資材置場です。譲受人の事業は土砂運搬業です。申請地を選んだ理由は現在の駐車場、資材置場の近くだからです。</p> <p>排水計画は雨水のみ申請地の北側水路へ放流します。接道については申請地の東側市道で幅員6.14mです。工事予定時期は、許可後すぐに着手し、令和3年7月頃に完了を予定しています。</p> <p>資金計画として、駐車場・資材置場工事見積もり以上の資金があることを金融機関残高証明書にて確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地や作物等への被害防除策として四方をL型コンクリート擁壁万能鋼板の設置を行います。</p> <p>申請地は、農業振興地域内で、農用地から令和2年11月16日に除外されています。土地改良区の意見書として、葛西用水路土地改良区と旭土地改良区の意見書が添付されています。当申請地は、集団的でない農地の区域で、第2種農地と判断され、以上のとおり立地基準及び一般基準を満たしております。</p> <p>調査員からの意見として、近くに生コン工場があり通行が多く、また中学生の通学路のため十分に交通事故に気をつけ工事を行ってくださいと申し伝えました。</p>
<p>議長</p>	<p>結果報告を頂きました議案第2号2番について、委員各位のご意見を伺います。ご意見はございますか。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>申請地の南東の角の隅切は確保されていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地の南側の道路は現状2.1メートルの道路ですが、北側に90センチ拡幅されて3メートルの道路に拡幅されます。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見ありますか。</p>

他委員	(なしの声)
議長	ご意見がないようですので、採決に入ります。議案第2号2番につきまして賛成の方の挙手をお願いします。
他委員	(挙手多数)
議長	挙手多数ということで議案第2号2番は許可相当とすることに決定いたします。
6 その他 議長	次第6のその他に移ります。諸般の報告について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(諸般の報告の朗読)
議長	(補足説明)
議長	続きまして事務局から発言ありますでしょうか。
事務局	2点ご連絡がございます。 1点目は、先月の定例総会で皆様に意見のとりまとめをお願いした、【農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約について】と【令和4年度農林関係税制改正に関する要望について】2点でございます。とりまとめいただいたものについてはお手元のクリアファイルに議案書などと一緒にお入れください。後ほど事務局で回収させていただきます。 2点目は、【令和3年度全国農業委員会会長大会の開催（ライブ配信）について】でございます。皆さまのお手元に、埼玉県農業会議からの依頼文書と開催要領を配布させていただきました。農業会議より農業委員及び農地利用最適化推進委員にも視聴の周知のお願いがありましたので、配付させていただくものとなります。
議長	全体を通してご発言はありますか。 吉澤委員をお願いします。
吉澤委員	先月の定例総会で審議された件です。小さな田んぼで、形が悪いのに規模拡大でこういうところをよく買うなど思っていたのですが、たまたまその近くを通過して、ここだろうと思ってみていたのですが、現状、稲を作れる環境ではない農地がありました。このような場合の処理はどうなるのでしょ

	うか。
議長	事務局お願いします。
事務局	<p>先月の議案書は皆様のお手元にはないのですが、おそらく〇〇、〇〇、譲受人が〇〇氏で〇〇の〇〇側にある三角形や台形の土地と思われませんが、登記地目は田んぼで、盛土してある台形の土地は畑として、三角形の土地は水田利用すると口頭での確認をとっております。</p> <p>許可申請書が提出されたときに、代理人に畑として使うんですよね、田として使うんですよね、〇〇さんが耕作されるんですよねと、口頭での確認をして受け取っております。</p> <p>これらの農地が不適切な使用、耕作されていないということがあれば、先ほどの染谷推進委員からのご意見がありましたが、農業委員会並びに事務局の事務処理のフローにそって処理をしていきたいと考えております。</p>
議長	<p>その他、全体を通してありますか。</p> <p>辻田委員お願いします。</p>
辻田委員	<p>11月21日に市民まつりが開かれるということで一回報告を受けていますが、その後の進行状況の報告がありません。市民まつりの準備状況はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>市民まつりの開催については、開催するかしないかも含めて確認できておりません。</p>
辻田委員	<p>農業まつりの進行状況はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>把握できている範囲でお答えいたします。コロナ拡大の状況を踏まえて市民まつりを実施するか検討しております。まず飲食を伴う部分については、実施することが難しいという話を聞いています。直近の状況を申し上げますと、おあしすのホールはコロナのワクチン接種の会場になっております。大規模の接種会場が整備され接種が一気に進むことあるのか、ないのか現時点では把握することが難しいところです。ただ品評会を実施することは難しいのではないかと考えております。</p> <p>おそらく飲食を伴わない即売会や、農業委員会のPRについては実施できる可能性がある状況です。改めて実施の有無については検討されると認識しております。</p>
辻田委員	<p>やらないならやらない。やるならやる。農業まつりや品評</p>

	<p>会の準備の都合もあるので早め早めに進行状況の報告をお願いしたい。</p>
事務局	<p>そのように心かけてお知らせしてまいります。</p>
議長	<p>私も市民まつり運営委員の一人として関わっておりますので、話をさせていただきます。先ほど飲食の話がありましたが食べ物は提供しない。駐車場で食べるといっても口に入るものは提供しないということです。会場の人数も500人以下か400人以下に抑えるということで、進んでおります。現在、市民まつりを開催しないという方向にはなっておりません。</p> <p>5月28日に市民まつり本体の運営委員会が開かれるのですが、そこである一定の結論を出さなければならないのかなと思っています。</p> <p>昨年については、近隣の市町が7月いっぱい結論を出したということで、今年についても早々に結論がでるのかなということでもあります。ちょっと聞いてみますと7月の八坂祭りも中止と聞こえてきておりますので、これからワクチンもそうですが、会場内の人数を500人以下にすることができるのかということも問題になっておりますが、現状、中止ということにはなっておりません。</p> <p>28日の運営委員会での話を受けて、来月の総会で何らかのお示しをできるかなと考えております。市民まつりの運営委員会の方向性を受けての農業まつりになりますのでご承知ください。</p> <p>立毛共進会、水稻とネギの立毛については昨年行いませんでしたが、今年については実施する方向で進んでおります。</p>
議長	<p>その他ありますか。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>ご発言がないようですので、これで議長の任を解かせていただきます。</p> <p>それでは、進行を事務局にお渡しいたします。</p>
森事務局長	<p>立原会長、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様、長時間にわたり、ご審議大変お疲れ様でした。</p> <p>それではこれにて閉会いたしますが、閉会にあたりまして、山崎会長職務代理よりごあいさつをお願いいたします。</p>
7 閉会 山崎会長職務代	<p>(あいさつ)</p>

<p>理</p> <p>森事務局長</p>	<p>皆様、大変お疲れ様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第5回吉川市農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>議案書、活動記録、農地パトロール報告書、農地利用の最適化施策に関する意見書、令和4年度農林関係税制改正に関する要望については回収に伺いますので、お手元のクリアファイルに入れて、机の上に置いてください。</p> <p>ご協力お願いいたします。</p> <p>閉会 午後2時50分</p>
<p>上記、会議の顛末に相違ない事を証明するため署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p>	<p>会 長</p> <hr/> <p>署名委員</p> <hr/> <p>署名委員</p>